

**競争参加資格審査申請書
作成の手引き
（工事）**

平成23・24年度版

**西日本高速道路㈱
（NEXCO 西日本）**

目 次

第1 資格審査制度の概要

1. 資格審査の概要.....	1
2. 資格審査の方法.....	1
3. 資格認定.....	2
4. その他.....	2

第2 平成23・24年度資格審査の主な改正点

1. 商号における財団法人、社団法人の略号記載方法の変更.....	3
2. 経常JV解散後の単体での申請の取扱い.....	3

第3 資格審査申請の手順

1. 資格審査の申請ができない方.....	4
2. 申請方法.....	5
3. 申請にあたっての注意事項.....	8
4. 申請書類の取り扱い.....	9

第4 会社・個人事業者の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方.....	10
2. 申請書類.....	10
3. 提出部数.....	10
4. 申請書類の作成方法.....	10
5. 申請書類の記載要領.....	10
6. 外国事業者が申請をする場合の提出書類等.....	17

第5 経常JVの申請方法

1. 経常JVの申請を受付ける工事種別.....	18
2. 資格審査の申請ができる方.....	18
3. 申請書類.....	18
4. 提出部数.....	19
5. 申請書類の作成方法.....	19
6. 申請書類の記載要領.....	19
7. 申請にあたっての注意事項.....	19

第6 事業協同組合の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方.....	23
2. 事業協同組合の特例扱いを希望しない場合.....	23
3. 事業協同組合の特例扱いを希望する場合.....	23
4. 申請にあたっての注意事項.....	25

第7 協業組合・企業組合の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方.....	26
2. 申請書類.....	26
3. 提出部数.....	26
4. 申請書類の作成方法.....	26
5. 申請書類の記載要領.....	26

第 8 合併等により設立された会社の申請方法

1 . 資格審査の申請ができる方.....	27
2 . 申請書類.....	28
3 . 提出部数.....	29
4 . 申請書類の作成方法.....	29
5 . 申請書類の記載要領.....	29
6 . 合併等後の再審査.....	29

第 9 変更事項の届出方法等

1 . 申請した事項の変更等の届出.....	31
2 . 変更届の提出先及び提出方法.....	32
3 . 契約案件に係る変更事項の届出について.....	32

第 10 資格認定後の工事種別追加の申請

1 . 資格認定後の工事種別追加の申請.....	34
2 . 申請方法・受付場所.....	34
3 . 申請書類.....	34
4 . 提出部数.....	34
5 . 申請書類の作成方法.....	34
6 . 申請書類の記載要領.....	34

(別紙)

・平成 2 3・2 4 年度当社の工事種別及び主な工事内容.....	36
・当社の工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類に対応表.....	37
・支社等別業務内容（平成 2 3 年 4 月 1 日現在）.....	38
・競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款.....	39
・申請の事前チェック.....	41

第 1 資格審査制度の概要

1. 資格審査の概要

当社の資格審査は、当社が発注する工事の競争入札に参加するために必要な資格を定め、発注する工事の内容に応じた資格を持つ者による公正な入札の執行を確保し、業務の円滑な遂行を図ることを目的として行っています。

2. 資格審査の方法

資格審査申請書類が提出されると、これに基づいて資格審査が行われます。この審査の結果、資格を有すると認定された方が「有資格者名簿」に登録されることとなります。

工事の場合の資格審査は、「工事等競争参加資格登録要領」に定められており、

- 欠格要件（4 ページ参照）に該当しないことを調査します。
- 希望する工事種別ごとに経営事項評価点数及び技術評価点数を算出します。
- 経営事項評価点数、技術評価点数及び指名停止に伴う減点を合算した総合点数の高点順に配列するなどの競争参加資格の設定及び確認に活用します。

(1) 総合点数

《総合点数の算定方法》

$$\text{総合点数} = \text{経営事項評価点数} + \text{技術評価点数} + \text{指名停止による減点}$$

(2) 経営事項評価点数

「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」に準じて、次表の各審査項目のそれぞれの数値に基づき、審査要領に定められた基準によりそれぞれの評点を算出し、次の算式により工事種別ごとに経営事項評価点数を算出します。

《経営事項評価点数の算出方法》

$$\text{経営事項評価点数} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

X₁: 年間平均完成工事高の点数

X₂: 自己資本額及び建設業に従事する職員の数の点数

Y : 経営状況の点数

Z : 技術力の点数

W : その他の審査項目（社会性等）の点数

当社で定める上記経営事項評価点数は、26 の工事種別（36 ページ参照）ごとに算定しているのに対して、建設業法上の経営事項審査の総合評点は 28 の建設工事の種類ごとに算定しているため、経営事項評価点数と経営事項審査の総合評点に差が生じる場合があります。

(3) 技術評価点数

工事成績及び特別な工事の経歴の主観的事項の2項目について、審査要領に定められた方法により点数を付与し、技術評価点数を算出します。工事成績については、主観的事項の審査基準日（平成23・24年度の場合は平成22年10月1日）の前日までの6年間に完成した旧日本道路公団（以下「JH」という。）における発注工事、東日本高速道路（株）（以下「NEXCO東日本」という。）における発注工事、中日本高速道路（株）（以下「NEXCO中日本」という。）における発注工事及び西日本高速道路（株）（以下「NEXCO西日本」という。）における発注工事の成績に基づき、希望する工事種別ごとに算出します。また、希望工事種別のうち土木工事のみ、上記成績に加えて主観的事項の審査基準日の前日までの6年間に完成した国土交通省（近畿・中国・四国・九州の各地方整備局のみ）の発注工事（道路事業の一般土木工事）の成績についても算出の根拠として使用します。

なお、点数の算出については、NEXCO西日本の資格審査要領に基づいて算定します。

(4) 指名停止に伴う総合点数の減点

平成21・22年度において、指名停止措置を講じられた者については、NEXCO西日本の規定により、総合点数から減点を行います。

詳細については、NEXCO西日本のホームページで公表しています。

3. 資格認定

資格認定は、提出された資格審査申請書類を基に、それぞれの申請者についての資格認定の適否・格付け等の判断を行った後、資格を有すると認定された場合は、「有資格者名簿」に登録し、当社のホームページで公表します。なお、**資格認定通知書は発送しません**ので、認定結果及び認定状況については「有資格者名簿」でご確認下さい。公表の内容は、業者コード、商号又は名称、代表者氏名、住所、経営事項評価点数、技術評価点数、指名停止による減点、総合点数及び等級です。

認定日については、定期受付の場合は、平成23年4月1日となり、随時受付の場合は、平成23年5月1日以降となります。

また、平成23・24年度に認定された資格の有効期間は、認定時期にかかわらず平成25年3月31日までとなります。

NEXCO 西日本 HP アドレス（調達・お取引）：<http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/>

平成23年4月当初はホームページへのアクセスの集中が予想されますので、アクセスしにくい場合は、時間を置いてアクセスしてください。

4. その他

当社の入札情報は、当社ホームページに掲載しております。

NEXCO 西日本HPアドレス（発注・お取引関係情報）：<http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/order/tender/>

当社では工事の契約について、電子契約を推奨しています。

詳しくは当社ホームページをご覧ください。

NEXCO 西日本HPアドレス（電子契約）：<http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/order/contract/>

第2 平成23・24年度資格審査の主な改正点

1. 商号における財団法人、社団法人の略号記載方法の変更

財団法人、社団法人については、それぞれ（財）（社）を商号記載の上で、略号としてきましたが、公益法人制度改革に伴う法改正により、略号が変更されます。詳細は11ページをご覧ください。

2. 経常JV解散後の単体での申請の取扱い

これまで、経常JVとして認定を受けた場合、認定期間内に経常JVを解散して、単体での登録を行うことを認めていませんでしたが、今回、当初経常JVとして資格認定を受けた構成員が、当該認定期間内に経常JVを解散して単体で登録することは可能となります。ただし、当該経常JVに係る建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は当該経常JVを解散することはできません。

また、単体としての認定を受けている者が、その後当該認定期間内に経常JVを結成して申請をすることはできません。

第3 資格審査申請の手順

1. 資格審査の申請ができない方

次の欠格要件(1)～(10)に該当する方は、資格審査申請書類を提出できません。

《欠格要件》

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、特に悪質であると認められる者
 - (イ) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり当社社員の職務の執行を妨げた者
 - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (ヘ) 当社（旧ＪＨ含む。）に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - (ト) その他当社（旧ＪＨ含む。）に著しい損害を与えた者
- (4) (3)に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用した者
- (5) 競争参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- (6) 「競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款」に同意しない者（39ページ参照）
- (7) 建設業法第3条の規定による許可及び同法27条の23に規定する経営事項審査（告示第1第1号の2に規定する審査基準日が、競争参加資格申請日の1年7月前の日以降のもの。）を受けていない者。
- (8) 当社から資本の全部又は一部の出資を受けている者
- (9) 裁判所その他の公的紛争処理機関に係属している事件（規程第2条に定める契約に係るものに限る。）の相手方であり、かつ、当該事件における契約違反の有無その他の対立する利害の重大性を勘案して取締役が契約の相手方として不適当であると特に認めた者
- (10) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する又はこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請が行われ、その状態が継続している者

（注）建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法27条の23に規定する経営事項審査を受けている場合でも、許可を受けた建設工事（許可）の種類が、当社の工事種別に対応していない場合は申請できません。

なお、「道路保全土木工事」を希望する場合は（土木一式工事・ほ装工事・造園工事）の、「道路保全施設工事」を希望する場合は（電気工事・電気通信工事）の、それぞれ対応する全ての建設工事の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ申請できません。（37ページの《当社の工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類に対応表》を参照してください）

2. 申請方法

当社の平成23・24年度の競争参加資格審査については、インターネット方式（定期受付のみ）、文書郵送方式の2つの方法による申請受付を行います。

なお、申請にあたっては、いずれかの方法によるものとしておりますので、重複申請のないよう注意してください。

万が一、重複申請があった場合は、インターネット方式の申請内容を優先とします。

（1）インターネット方式による申請方法（定期受付のみ）

インターネット受付専用ホームページアドレス（平成22年11月1日（月）以降）

URL: <https://www.pqr.mlit.go.jp/>

インターネット方式のスケジュール

・パスワード申込み受付	平成22年11月1日（月）～平成22年11月30日（火）
・入力プログラムのダウンロード	平成22年11月1日（月）～平成23年1月14日（金）
・申請用データの受付	平成22年12月1日（水）～平成23年1月14日（金）
・納税証明書のFAX送信	平成22年11月1日（月）～平成23年1月14日（金）

上記期間のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（水）～1月3日（月））の終日及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休しておりますので、注意してください。

パスワードの申込を行わなければ、申請用データの申請を行うことができません。必ずパスワードの申込を受付期間内に行ってください。

インターネット方式のメリット

- 次の各機関に対して、原則としてひとつのデータで全ての機関に対する申請が可能
- 申請受付期間内（平成23年1月14日（金）まで）で、かつ承認前であれば、何度でも申請データの修正が可能

平成21・22年度定期受付から、行政書士による代理申請が可能となっております。その場合は、申請者からの委任状の添付が必要です。

【インターネット一元受付参加機関】

1. 国土交通省大臣官房会計課所掌機関 （運輸局、航空局、気象庁、海上保安庁等）	15. 防衛省
2. 国土交通省地方整備局 （道路・河川・官庁営繕・公園関係）	16. 最高裁判所
3. 国土交通省地方整備局（港湾空港関係）	17. 内閣府
4. 国土交通省北海道開発局	18. 内閣府沖縄総合事務局
5. 総務省	19. 東日本高速道路（株）
6. 法務省	20. 中日本高速道路（株）
7. 財務省財務局	21. 西日本高速道路（株）
8. 文部科学省	22. 首都高速道路（株）
9. 厚生労働省	23. 阪神高速道路（株）
10. 農林水産省大臣官房経理課	24. 本州四国連絡高速道路（株）
11. 農林水産省地方農政局	25. 独立行政法人水資源機構
12. 林野庁	26. 独立行政法人都市再生機構
13. 経済産業省	27. 日本下水道事業団
14. 環境省	28. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	29. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 （国鉄清算事業関係）

インターネット方式での申請ができない場合

次のいずれかに該当する場合は、インターネット方式を利用することはできません。

- 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
- 競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成21年6月30日以降のもので、かつ、再審査を含めて経営事項審査の総合評価値（P）を受けていない場合（郵送方式、持参方式においても同様に申請を行うことはできません）
- 経常JVとして申請する場合
- 事業協同組合で特例計算を希望する場合
- 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
- 合併会社等で新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合
- 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合
- グループ経審及び持株会社化経審を受けている場合

インターネット方式のヘルプデスク

- ヘルプデスク開設期間
平成22年11月1日(月)～平成23年1月14日(金)
(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)の受付は行わない。)
毎日9時から17時
電話番号：082-502-9111 かけ間違いにご注意ください。(前回の番号とは違います。)
FAX番号：082-502-9112 (納税証明書送付専用)

インターネット方式の申請手順（概略）

1. インターネット方式の申請案内ホームページにアクセス
2. パスワード発行手続き（平成22年11月30日(火)までに必ず行うこと）
3. ログイン手続き
4. に掲載するFAX番号に電子納税証明書の送信（または、納税証明書（紙様式）のFAX送信）
5. 申請書入力プログラムのダウンロード
6. 申請書データの作成・修正
7. 申請書データの提出（送信）
8. 申請内容閲覧（データに誤りがある場合は修正、再送信）
9. 申請書データの承認
10. 受付表の保存（印刷）
11. 商号、住所、代表者、電話番号等の変更があった場合は(2)に掲げる当社受付場所に変更届を提出
12. H23.4.1以降に当社ホームページの「有資格者名簿」に掲載する認定内容を各自で確認

詳細な手続き等については、国交省ホームページに掲載しているインターネット一元受付に関する「申請書作成の手引き」で確認してください。（以下のアドレス参照）

<http://www.mlit.go.jp/shotatsu/shikakushinsa/index.html>

(2) 文書郵送方式による申請方法（定期受付）

申請書類の受付期間

平成 22 年 12 月 1 日（水）～平成 22 年 12 月 22 日（水）

平成 22 年 12 月 22 日（水）までの消印とし、この日までに書類の不備がないものが有効となります。
本受付期間を過ぎますと、随時受付扱いとなり、認定日が平成 23 年 5 月 2 日以降となります。

申請書類の入手方法

- 弊社のホームページにアクセスして申請書類をダウンロードしてください。

NEXCO 西日本 H P（調達・お取引）：<http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/>

申請書類の送付方法

- 申請者は、次の受付場所に申請書類を書留郵便で郵送してください。
- 申請書類郵送の封筒の表・左下には、朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。
申請者において必ず申請書類のコピーを保管しておいてください。

受付場所（NEXCO 西日本の申請書の受付は次の場所で全て行います。）

西日本高速道路㈱ 財務部経理室

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島 1 - 6 - 20 堂島アバンザ 19 階

TEL) 06-6344-7065 FAX) 06-6344-7445

（問合せ時間：土日祝日を除く 10：00～12：00, 13：00～16：00）

NEXCO 東日本、NEXCO 中日本に対しては、それぞれの会社へそれぞれの様式で個別に申請してください。（それぞれの会社の送付先は次の場所です。）

NEXCO 東日本の競争参加資格申請窓口

東日本高速道路㈱ 技術部調達企画課

〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 2 新霞が関ビルディング

TEL) 03-3506-0214 FAX) 03-3506-0346

NEXCO 中日本の競争参加資格申請窓口

中日本高速道路㈱ 調達・契約部契約企画チーム

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2 - 18 - 19 三井住友銀行名古屋ビル 9 階

TEL) 052-222-1576 FAX) 052-222-3576

申請希望者から弊社に対し、NEXCO 東日本または NEXCO 中日本宛ての申請がされた場合は、無効とさせていただきます。また、NEXCO 東日本または NEXCO 中日本に対し、当該申請書類を転送するなどのご要望にも応じかねます。手続の公平性確保のため必要な措置でございますので、あらかじめご理解ご協力をお願いします。

(3) 随時受付について

随時申請書類の受付開始

平成 23 年 2 月 1 日（火）～

随時申請書類の入手方法

- 上記(2) のとおり

随時申請書類の送付方法

- 定期受付の申請書類提出期間が終了後、平成 23 年 2 月 1 日（火）から上記受付場所にて随時受

付の申請書類の提出（文書郵送方式のみ）を受け付けます。（持参不可）

- 送付方法は定期受付の場合と同様です。（上記(2) 参照）
- 随時受付の場合は、インターネット方式は利用できません。

NEXCO 東日本、NEXCO 中日本に対しては、それぞれの会社へそれぞれの様式で個別に申請してください。

認定までに要する期間

- 申請書類の受理後およそ45日以内。（随時受付の認定日は平成23年5月2日以降）
認定通知書は発行しません。 当社のHPに掲載している「有資格者名簿」が毎月更新されますので、各自でご確認ください。

緊急認定について

- 競争参加資格審査申請書提出時において、45日以内に当社の工事の入札に参加予定の場合は、申請書類の様式1の空欄部に参加予定の工事の件名・開札日・連絡先メールアドレス（当社からの返信用）を記入のうえ、必ず「競争参加資格確認申請書」の写しを添付してください。（ただし、15日以内の入札案件に参加を希望される場合は、認定できない場合がありますので、上記受付場所にお問合せ願います。）なお、上記申請について認定された場合は、連絡先メールアドレスに認定日、認定された工事種別、総合点数及び等級を通知します。（認定通知書は発行しません。）

3. 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請書類に虚偽の申請をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。
- (2) 同一会社において、インターネット方式と文書郵送方式の両方の方式で重複して申請されるケースが見受けられます。申請にあたっては、社内（本社・支社間、部署間など）で調整のうえ、重複の無いよう申請してください。

万が一、重複申請があった場合は、インターネット方式による申請データを使用いたします。

- (3) 一度申請した資格審査の書類については、一切修正することはできませんので、内容を十分に確認したうえで申請してください。（インターネット方式のみ、一定期間内（平成23年1月14日（金）まで）において例外的に認めています。）

また、申請した後に、新しい審査基準日等の総合評価値通知書の交付を受け、当該内容が申請時の内容より高い等の理由により、申請書類の差替え等を願い出る方が見受けられますが、認められませんのでご注意ください。

- (4) 資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。）。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は当該資格について再度の申請をすることは認められません。

また、申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、認定後と同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください。（ただし、インターネット方式における一定期間内（平成23年1月14日（金）まで）での申請データの削除は除きます。）

- (5) 経常JVを申請する方は、単体としての申請はできません。経常JVか単体のどちらかのみ申請となります。（経常JVでの申請（認定）工種は、「土木工事」のみとなります。他の工種を単体で申請することはできません。）

なお、経常JVでの申請による加算措置は行いません。

4 . 申請書類の取り扱い

当社は、競争参加資格申請により知り得た情報（個人情報を含む）を競争参加資格の審査以外の目的には利用いたしません。

第4 会社・個人事業者の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方

欠格要件（4 ページ参照）に該当しない方は申請できます。

2. 申請書類（入手方法は7 ページに記載してあります）

申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

競争参加資格審査申請書（建設工事）	…… 様式 1
工事分割内訳表	…… 様式 2
営業所一覧表	…… 様式 3
総合評定値通知書の写し	
納税証明書の写し	
委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）	
～ の書類をその順序でクリップにまとめて提出してください。	

3. 提出部数

「2. 申請書類」～ の提出部数は、1 部です。

4. 申請書類の作成方法

- (1) 記載にあたっては、各様式に定めがあるものを除き、経営事項審査の審査基準日の状況で記載してください。
- (2) 様式はなるべく E X C E L ファイルをダウンロードし、パソコンで入力してください。その際、様式及び書式を変更しないでください。なお、P D F ファイルをダウンロードして手書きで記載する場合は、インクペン、ボールペン等を使用（鉛筆は不可）し、かい書で明瞭に記載してください。（読解不可の場合は再度提出していただくことがあります。）
- (3) 申請書類に用いる文字は J I S 第一水準・第二水準に規定されているものとし、それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えて下さい。
- (3) 申請書類は、全ての添付書類について A 4 版とします。
- (4) 申請書に記載する「担当者」については、申請書類の内容や会社の業務内容について種々質問することがありますので、記載内容等についての説明が十分できる方を記載してください。
- (5) 各申請様式の「 」の欄及び「斜線」部分には何も記載しないでください。
- (6) 申請書作成後は、41 ページの「申請の事前チェック」でチェックしてください。

5. 申請書類の記載要領（13,14,15 ページの記載例も参考にしてください）

「競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式 1]

この申請書は、本社（店）で作成してください。したがって、申請者は、本社（店）の代表者となります。印鑑は代表者の印を申請書に押印してください。

- (1) 01 1 新規 / 2 更新 欄については、平成 2 1 ・ 2 2 年度に登録していた場合、または、平成 2 3 ・ 2 4 年度の資格認定を受けている方が工事種別の追加申請をする場合は、「2 更新」に○印を付し、それ以外の場合は、「1 新規」に○印を付してください。（工事種別の追加申請をする場合は 34 ページ以下も参照してください。）

- (2) **03 業者コード** 欄については、前記(1)で「2 更新」に○印を付した申請者の方は過去に交付された当社の「工事競争参加資格認定通知書」又は「有資格者公表名簿」に記入されているコード番号(10桁)を左詰めで記入してください。なお、前記(1)で「1 新規」に○印を付した申請者の方は、空欄としてください。
- (3) **04 建設業許可番号** 欄については、許可を受けている建設業の許可番号を「総合評定値通知書」(右上に記載されています。)から転記してください。
- (4) **06 適格組合証明** 欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する「事業協同組合」のみ記入します。経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- (5) 申請年月日には発送年月日を記載して下さい。
- (6) **07 本社(店)郵便番号** の欄には、本店所在地の郵便番号を記載してください。
- (7) 「08 本社(店)住所」から「11 担当者氏名」までの各欄は、次により左詰で記載してください。
フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。
なお、「08 本社(店)住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないでください。
08 本社(店)住所 欄での丁目、番地は、「- (ハイフン)」により省略して記載してください。
09 商号又は名称 欄の法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いてください。

株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	合同会社	協同組合	協業組合	企業組合	有限責任事業組合	一般財団法人
(株)	(有)	(資)	(名)	(合)	(同)	(業)	(企)	(責)	(一財)
一般社団法人	公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人		特例社団法人		
(一社)	(公財)		(公社)		(特財)		(特社)		

- 10 代表者氏名** 及び **11 担当者氏名** 欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字あけてください。また、代表者氏名の右に代表者の印を押印してください。
- 11 担当者氏名** 欄については、申請内容を把握している担当者(当方からの質問に答えられる方)を記載してください。
- 12 本社(店)電話番号** **13 担当者電話番号** **14 本社(店)FAX番号** 欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、()は用いないでください。
- (8) **15 メールアドレス** については、記載不要です。
- (9) **16 申請代理人** 欄は、行政書士等が代理申請を行う場合にのみ使用します。押印については本欄に押印すれば足り、「10 代表者氏名」欄への押印は不要です。
なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要です。
本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者から申請代理人への委任状を添付して下さい。
- (10) **17 外資状況** 欄については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に該当する会社区分の番号(123のいずれか)に○印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。
なお、「2. 日本国籍会社(比率100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3. 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

(11) 「18 事業年数」欄には、建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載してください。（総合評定値通知書に記載されている事業年数を記載してください。）

(12) 「19 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤の者の数を加えた数を記載してください。

(13) 「20 完成工事高」の各欄については、次により記載してください。

「01 土木工事」～「24 機械設備工事」の各欄には、経営事項審査結果をもとに当社が設定した工事種別（36 ページ参照）のうち希望する工事種別ごとに対応する建設工事（建設業）の許可の種類（37 ページ参照）から年間平均完成工事高を記載してください。ただし、実績がない工事種別を希望するときは、「0」を記載してください。（申請を希望しない工事種別の欄には、年間平均完成工事高を記載しないでください。）なお、申請を希望しない工事種別に年間平均完成工事高が記載している場合、または、「総合評定値通知書」の建設工事の種類ごとに足した合計と申請を希望する工種の合計金額に差がある場合については、「27 その他」の欄に自動計上します。）

また、「総合評定値通知書」に記載されているひとつの年間平均完成工事高を、いくつかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合及び「総合評定値通知書」に記載されているいくつかの年間平均完成工事高を登録を希望するひとつの工事種別に合算して申請する場合には、「工事分割内訳書」（様式2）を提出してください。

「25 道路保全土木工事」を希望する場合には、建設業法に属さない、道路の土木構造物に係る維持修繕作業（清掃・植栽・雪氷対策・災害復旧・交通事故復旧等）の実績（実績がない場合は「0」）のみを記載してください。したがって、「総合評定値通知書」に記載されている完成工事高の数字を使うことはできませんのでご注意ください。

「26 道路保全施設工事」を希望する場合には、建設業法に属さない、道路の電気・通信施設に係る維持修繕作業（清掃・交通事故復旧等）の実績（実績がない場合は「0」）のみを記載してください。したがって、「総合評定値通知書」に記載されている完成工事高の数字を使うことはできませんのでご注意ください。

「27 その他」の欄には、「総合評定値通知書」の「年間平均完成工事高合計」から希望する「01 土木工事」～「24 機械設備工事」に記載した完成工事高を差し引いた金額を一括して記載してください。

「合計」の欄は、「総合評定値通知書」の年間平均完成工事高の合計を記載してください。

ただし、「25 道路保全土木工事」、「26 道路保全施設工事」を希望し、建設業法に属さない維持修繕作業の実績を計上している場合は、「総合評定値通知書」の年間平均完成工事高に当該維持修繕作業の金額を足し合わせた金額を記載してください。

「申請希望」欄については、申請を希望する工事種別ごとに○印を記載し、その数を合計の欄に記載してください。

なお、完成工事高欄に金額の記載があっても、申請希望欄に○印が付されていない場合は、当該工事種別については申請がないものとして取り扱いますので、ご注意ください。

記載例

様式1(平成23・24年度 NEXCO西日本申請用)

01 1 新規
2 更新

02受付番号

03業者コード 1 0 0 0 1 2 3 4 5 6
04建設業許可番号 0 0 - 0 1 2 3 4 5

05申請者の規模
06適格組 平成 年 月 日
合証明 第 号

21・22年度に登録がある場合
や工種追加をする場合は
「更新」、それ以外は「新規」
に○を付すこと

業者コードは21・22年
度のNEXCO西日本の
コード(10桁)を記入す
ること(21・22年度の登
録がない場合は空欄)

建設業許可番号は総
合評定値通知書の番
号を転記すること

競争参加資格審査申請書(建設工事)

平成23・24年度において、貴機関で行われる工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
また、「競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款」に同意します。

平成 年 月 日
西日本高速道路(株) 殿

07 本社(店)郵便番号 5 3 0 - 0 0 0 3

(フリガナ) オオサカシキタクドウジマ

08 本社(店)住所 大阪府大阪市北区堂島1-6-20

(フリガナ) ドウジマケンセツ

09 商号又は名称 (株) 堂島建設

10 役 職 代表取締役
(フリガナ) ドウジマ イチロウ
代表者氏名 堂島 太郎 印 11 担当者氏名 (フリガナ) ドウジマ イチロウ
堂島 一郎

12 本社(店)電話番号 06-6344-7065 13 担当者電話番号 06-6344-7065

14 本社(店)FAX番号 06-6344-7183 15 メールアドレス

16 申請代理人 [申請代理人住所] 〒 -
(代理申請時使用欄) [申請代理人電話番号]
[申請代理人氏名] 印

17 外 資 状 況 1. 外国籍会社 [国名:] 2. 日本国籍会社 [国名:] 3. 日本国籍会社 [国名:]
(外資比率: 100%) (外資比率: %) (外資比率: %)

18 事業年数 27 年

19 総職員数(人) 123

欄については、記載しないこと

様式1(平成23・24年度 NEXCO西日本申請用)

受付番号

業者コード 1 0 0 0 1 2 3 4 5 6

競争参加資格 希望工事種別	年間平均完成工事高 (千円)	申 請 希 望
01 土工	427,163	○
02 土木補修工事		
03 舗装工事	151,381	○
04 PC橋上部土工	28,563	○
05 鋼橋上部土工	125,737	○
06 建築工事	323,985	○
07 電気工事		
08 通信工事	0	○
09 管工事	10,179	○
10 塗装工事		
11 造園工事		
12 区画線工事		
13 のり面処理工事	65,425	○
14 防護さく工事		
15 遮音壁工事		
16 標識工事		
17 トンネル非常用設備工事		
18 受配電設備工事	0	○
19 遠方監視制御設備工事		
20 伝送交換設備工事		
21 交通情報設備工事		
22 無線設備工事		
23 トンネル換気設備工事		
24 機械設備工事		
25 道路保全土工		
26 道路保全施設工事		
27 その他	12,638	○
合 計	1,145,071	9

【注意事項】

総合評定値通知書の「完成工事高」の欄の数字を使用すること。
希望する工事種別の「申請希望」欄には、必ず「○」印を付すこと。
(工種を追加申請する場合は、「」印を付すこと。)

完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。
実績がない工事種別を希望する場合は、完成工事高に「0」と記載すること。
「25道路保全土工」を申請する場合は、「総合評定値通知書」で「土工」「舗装工事」「造園工事」の全ての工種の総合評定値(P)を受けていることが必要。
「26道路保全施設工事」を申請する場合は、「総合評定値通知書」で「電気工事」「通信工事」の両方の工種の総合評定値(P)を受けていることが必要。

様式2「工事分割内訳表」を作成している場合は、希望工事種別ごとの年間平均完成工事高の数値と、様式2の希望工事種別ごとの合計値(縦列ごとの合計値)を一致させてください。

実績のない工事種別を希望する場合は「0」を記入すること

27その他欄には、希望工種に振り分けなかった総合評定値通知書の金額の合算値を記入

合計欄には、総合評定値通知書の合計欄の数値を記載すること

「工事分割内訳表」[様式2]

12 ページの(13) により「工事分割内訳表」の作成が必要となる場合は、次の点に注意して作成してください。(以下の記載例もご覧下さい)

- (1) 単位は千円とし、年間平均完成工事高を記載してください。
- (2) 記載する「建設業法上の建設工事」ごとの年間平均完成工事高(最右欄の数値)は、「総合評定値通知書」における数値と一致させてください。
- (3) 記載する「競争参加資格希望工事種別」ごとの合計値(最下欄の数値)は、様式1の「年間平均完成工事高」の希望工事種別ごとの数値と一致させてください。
- (3) 土木一式工事からPC橋上部工工事に分割する年間平均完成工事高は、経営事項審査における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の年間平均完成工事高と同一でなければなりません。
経営事項審査における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の年間平均完成工事高は、当社の希望工事種別であるPC橋上部工工事にしか計上できません。(以下とび・土工・コンクリート工事における法面処理工事、鋼構造物工事における鋼橋上部工事についても同様。)
- (4) とび・土工・コンクリート工事からのり面処理工事に分割する年間平均完成工事高は、経営事項審査におけるとび・土工・コンクリート工事の内訳表示である法面処理工事の年間平均完成工事高と同一でなければなりません。
- (5) 鋼構造物工事から鋼橋上部工工事に分割する年間平均完成工事高は、経営事項審査における鋼構造物工事の内訳表示である鋼橋上部工事の年間平均完成工事高と同一でなければなりません。
- (6) その他、様式下部の記載要領に従って記載してください。
- (7) 「道路保全土木工事」及び「道路保全施設工事」については、この様式には記載しないで下さい。
- (8) 右下の合計欄の数値は「総合評定値通知書」の合計欄の数値と端数が一致しなくても構いません。

記載例

様式2(平成23・24年度 NEXCO西日本申請用)

受付番号

業者コード

1

0

0

0

1

2

3

4

5

6

工事分割内訳表

(単位:千円)

競争参加資格希望 工事種別	土木工事	舗装工事	PC橋上部 工工事	鋼橋上部 工工事	建築工事	管工事	のり面処 理工事	その他									合計
建設業法上の建設工事																	
01 土木一式	321,543		28,563														350,106
02 建築一式					305,421												305,421
03 大工																	
04 左官																	
05 とび・土工・コンクリート	105,620						65,425										171,045
06 石																	
07 屋根																	
08 電気																	
09 管						10,179											10,179
10 タイル・れんが・ブロック																	
11 鋼構造物				125,737													125,737
12 鉄筋																	
13 仮装		151,381															151,381
14 しゅんせつ																	
15 板金																	
16 ガラス																	
17 塗装																	
18 防水					18,564												18,564
19 内装仕上																	
20 機械器具設置																	
21 熱絶縁																	
22 電気通信																	
23 造園																	
24 さく井								12,638									12,638
25 建具																	
26 水道施設																	
27 消防施設																	
28 清掃施設																	
その他																	
合 計	427,163	151,381	28,563	125,737	323,985	10,179	65,425	12,638									1,145,071

総合評定値通知書の工事ごとの完成工事高の金額と一致させること

様式1の希望工事種別ごとの「年間平均完成工事高」の金額と一致させること

総合評定値通知書の合計欄の数値と端数が一致しなくても構いません。

(記載要領)

1 本表は総合評定値通知書等に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を当社の定める「競争参加資格希望工事種別」に分割もしくは合算して申請する場合に作成すること。

2 右側の「建設業法上の建設工事」の各合計値は経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。

3 「建設業法上の建設工事」の種別には経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工事種別」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工事種別」を記載すること。

「 営業所一覧表」[様式3]

「営業所一覧表」は、申請日現在で作成してください。記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記入してください。

番号 の欄には、1 から連番を記載してください。

「営業所名称」の欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有しているすべての本店又は支店・営業所等の名称を記載してください。その際、登記事項証明書上の本店の名称を最初に記載してください。

所在地 の欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで都道府県名から記載してください。また、丁目・番地は「 - （ハイフン）」により省略して記載してください。

電話・FAX番号 の欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記載することとし、市外局番・市内局番及び番号は「 - （ハイフン） 」で区切ってください。

建設業許可業種 の欄には、「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付してください。

建設業の許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には、「○」印を付さないでください。

(注) 存在しない架空の営業所や、経営事項審査を受けた建設業の許可を有していない営業所を記載した場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがありますので、ご注意ください。

記載例

[illegible]

「 総合評定値通知書の写し 」

公共性のある施設又は工作物に関する工事（当社が発注する工事含む。）を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23による経営事項審査を受けることが義務づけられています。さらに、工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）から1年7月の間に限られています。したがって、毎年、当社が発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7月の間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

申請書類として提出していただく「総合評定値通知書の写し」は、申請をする日の直前に受けたものであって、申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければなりません。（該当する期限内に通知された経営事項審査の結果通知書が複数ある場合には、そのうち最新のものでなければなりません。）（定期受付の場合は平成21年6月30日以降を審査基準日とするもの）

「 納税証明書の写し 」

添付書類として「納税証明書の写し」を提出していただきます。この「納税証明書の写し」が添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

(1) 添付を必要とする納税証明書の様式

下記のうち、いずれか一枚を添付してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	「申告所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	○	○
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		

できる限り、「 」のついた証明書を添付してください。（「○」のついた証明書は税目単位の証明書ですので、2枚必要になります。）

(2) 納税証明の対象

個人の場合 …… 申告所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明

法人の場合 …… 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明

(3) 有効な納税証明年月日及び提出方法

申請の際に、証明年月日が申請書提出時以前で3か月以内のものの写しを添付してください。

「 委任状」(行政書士等が代理申請をする場合のみ)

行政書士等の代理人による申請(申請代理人の名義、印による申請)が可能です。

なお、代理申請を行う場合は、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。

(1) 申請書への押印

行政書士等が申請代理人として代理申請する場合には、17 申請代理人 欄に申請代理人の印を押印してください。ただし、委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用してください。

この場合、10 役職・代表者氏名 欄への代表者印の押印は不要です。

(2) 委任状の提出

代理申請する場合には、申請者本人(代表者)から申請代理人(行政書士等)への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たすものの正本を提出してください。

【委任状の条件】

委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。

委任の範囲が具体的に記載していること。

受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること。

委任者・受任者の住所、氏名の記載があること。

《例》

委任状	
(受任者)	
住 所	
登録番号	
氏 名	印
電話番号	
私は上記の者を代理人と定め、西日本高速道路(株)の競争参加資格審査の申請について次の権限を委任します。	
(委任事項)	
1. 申請書類の作成	
1. 申請代理	
1. 記載事項の訂正	
平成 年 月 日	
(委任者)	
住 所	
商号又は名称	印
代表者氏名	

6. 外国事業者が申請をする場合の提出書類等

(1) 「 競争参加資格申請書(建設工事)」の 08 本社(店)住所 欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載してください。

なお、日本国内の連絡場所については、その所在地を欄外に記載してください。

(2) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

(3) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

第5 経常JVの申請方法

経常JVとは、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成するものです。

なお、単体での申請を行っている方については、経常JVでの申請をすることはできません。（単体が経常JVのどちらかの申請となります。単体として「土木工事」以外を申請することもできません。）

また、当社では、経営事項評価点数及び技術評価点数についての加算の調整を行っていません。

1. 経常JVの申請を受付ける工事種別

土木工事のみ（「土木工事」以外の工種は申請できません。）

2. 資格審査の申請ができる方

(1) 登録できる経常JVの数

構成員が、登録することができる経常JVの数は1とします。

(2) 構成員数及び出資比率

2者又は3者とし、各構成員の出資比率の最小限度基準は、2者構成の場合は30%以上、3者構成の場合は20%以上とします。

(3) 構成員の組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとします。また、3者による組み合わせの場合は、いずれの2者をとっても同一等級又は直近等級に認定を受けることができる者の組合せでなければなりません。

(4) 構成員の資格

全ての構成員が、次の7項目を満たしていなければなりません。

欠格要件（4ページ参照）に該当していないこと。

NEXCO西日本において、土木工事のC等級の競争参加資格の認定を受けることができる者であること。

資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人。

土木工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての事業年数が3年以上であること。

土木工事について元請けとしての施工実績を有すること。

監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たってこれらの技術者を工事現場ごとに専任で配置することができる者であること。

構成員単体での競争参加資格申請を提出していないこと。

3. 申請書類

申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

競争参加資格審査申請書（建設工事）…… 様式1

総合評価値通知書の写し（各構成員すべて）

納税証明書の写し（各構成員すべて）

経常建設共同企業体協定書の写し（20～21ページ参照）

委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）

～ の書類をその順序でクリップにまとめて提出してください。

4. 提出部数

3. 申請書類 ～ の提出部数は1部です。

5. 申請書類の作成方法

「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。(10 ページ参照)

6. 申請書類の記載要領

10 ページの「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記載要領のほか、次の点に留意してください。

「競争参加資格審査申請書(建設工事)」[様式1]

- (1) 03 業者コード 06 適格組合証明 18 外資状況 19 事業年数 及び 20 総職員数 の各欄の記載は不要です。ただし、各構成員のうち、単体で資格認定を受けている者がいる場合は、その者の業者コードを空白部分に記載してください。
- (2) 04 建設業許可番号 の欄外に、各構成員それぞれの建設業許可番号を記載してください。
- (3) 09 商号又は名称 欄には経常JVの名称を記載してください。
- (4) 10 代表者氏名(役職) 欄の余白部分に、代表となる会社の名称を記載してください。
- (5) 11 担当者氏名 欄には、経常JVの代表会社の職員で申請内容を把握している方(当該申請についての質問に答えられる方)を記載してください。
- (6) 20 完成工事高 のうち 年間平均完成工事高 欄は、各構成員の合算値を記入してください。また、右下の空欄部に構成員ごとの完成工事高を記入してください。ただし、土木工事またはその他以外の欄には記入できません。 申請希望 欄についても、土木工事以外の欄には記入できません。

「経常建設共同企業体協定書の写し」

経常建設共同企業体協定書は、次ページの様式により作成して下さい。

7. 申請にあたっての注意事項

- (1) 経常JVの申請は、インターネット方式を利用することはできません。
- (2) 経常JV申請の加算措置を行わないことから、資格認定後に意図した効果(ランクアップ等)にならない場合が想定されますので、十分に考慮したうえで申請してください。
- (3) 申請については、経常JVか単体での申請かのどちらかでなくてはなりません。(構成員が単体及び経常JVの両方での申請を行うことはできません。単体として「土木工事」以外の工種を申請することもできません。)
- (4) 単体としての認定を受けている者が、その後当該認定期間内に経常JVを結成して申請をすることはできません。
- (5) 当初経常JVとして資格認定を受けた構成員が、当該認定期間内に経常JVを解散して単体で登録することは可能です。ただし、当該経常JVに係る建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は当該経常JVを解散することはできません。

〇〇經常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇經常建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は共同企業体として認定を受けた日に成立し、その存続期間は2年とする。ただし、2年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

様式1(平成23・24年度 NEXCO西日本申請用)

01 新規 02 更新 02 受付番号 03 業者コード 04 建設業許可番号 05 申請者の規模 06 適格組 平成 年 月 日 合証明 第 号

競争参加資格審査申請書(建設工事)

平成23・24年度において、貴機関で行われる工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
 また、「競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款」に同意します。

平成 年 月 日
 西日本高速道路㈱ 殿

(株)堂島建設 00-001027(0000001978)
 大阪建設㈱ 00-000226(0000000330)
 近畿建設㈱ 00-000730(0000003907)

各構成員の建設業許可番号及び業者コード(10桁)を記載してください

07 本社(店)郵便番号 5 3 0 - 0 0 0 3 代表会社名を記入

(フリガナ) オオサカシキタドウジマ

08 本社(店)住所 大阪府大阪市北区堂島1-6-20

(フリガナ) ドウジマオオサカキンキ

09 商号又は名称 堂島・大阪・近畿経常JV

10 役 職 代表取締役 (株)堂島建設
 (フリガナ) ドウジマ タロウ (フリガナ) ドウジマ イチロウ
 代表者氏名 堂島 太郎 印 11 担当者氏名 堂島 一郎

12 本社(店)電話番号 06-6344-7065 13 担当者電話番号 06-6344-7065

14 本社(店)FAX番号 06-6344-7183 15 メールアドレス

16 申請代理人 [申請代理人住所] 〒 [申請代理人電話番号]
 (代理申請時使用欄) [申請代理人氏名] 印

17 外資状況 1. 外国籍会社 [国名:] 2. 日本国籍会社 [国名:] 3. 日本国籍会社 [国名:]
 (外資比率: 100%) (外資比率: %) (外資比率: %)

18 事業年数 年

19 総職員数(人) 人

欄については、記載しないこと

様式1(平成23・24年度 NEXCO西日本申請用)

受付番号 業者コード 1 0 0 0 1 2 3 4 5 6

競争参加資格希望工事種別	年間平均完成工事高(千円)	申請希望
01 土木工事	460,307	○
02 土木補修工事		
03 舗装工事		
04 PC橋上部工工事		
05 鋼橋上部工工事		
06 建築工事		
07 電気工事		
08 通信工事		
09 管工事		
10 塗装工事		
11 造園工事		
12 区画線工事		
13 のり面処理工事		
14 防護さく工事		
15 遮音壁工事		
16 標識工事		
17 トンネル非常用設備工事		
18 受配電設備工事		
19 遠方監視制御設備工事		
20 伝送交換設備工事		
21 交通情報設備工事		
22 無線設備工事		
23 トンネル換気設備工事		
24 機械設備工事		
25 道路保全土木工事		
26 道路保全施設工事		
27 その他	711,011	
合計	1,171,318	1

全ての構成員の総合評価通知書の「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「石工事」「タイル・れんが・ブロック工事」の年間平均完成工事高の合算額を記入できます

【注意事項】

総合評価値通知書の「完成工事高」の欄の数字を使用すること。
 希望する工事種別の「申請希望」欄には、必ず「○」印を付すこと。
 (工種を追加申請する場合は、「」印を付すこと。)

完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。
 実績がない工事種別を希望する場合は、完成工事高に「0」と記載すること。

「25道路保全土木工事」を申請する場合は、「総合評価値通知書」で「土木一式工事」「舗装工事」「造園工事」の全ての工種の総合評価値(P)を受けていることが必要。

「26道路保全施設工事」を申請する場合は、「総合評価値通知書」で「電気工事」「通信工事」の両方の工種の総合評価値(P)を受けていることが必要。

様式2「工事分割内訳表」を作成している場合は、希望工事種別ごとの年間平均完成工事高の数値と、様式2の希望工事種別ごとの合計値(縦列ごとの合計値)を一致させてください。

土木工事以外の金額は全て合算して「その他」欄に記入すること

空欄に「年間平均完成工事高」における土木工事の構成員ごとの内訳金額を記入してください

堂島建設	260,307
大阪建設	150,000
近畿建設	50,000
合計	460,307

第6 事業協同組合の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方

欠格要件（4 ページ参照）に該当しない方は申請できます。

なお、事業協同組合については、受注機会の確保を図るため、特例計算が定められています。この特例は、事業協同組合から特例扱いの申出がある場合に限り適用することとなっておりますので、特例扱いを希望される方は、事業協同組合の特例扱いを希望する場合の項をご覧ください。

2. 事業協同組合の特例扱いを希望しない場合

- | | | |
|--|---|--|
| (1) 申請書類
(2) 提出部数
(3) 申請書類の作成方法
(4) 申請書類の記載要領 | } | 「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です（10 ページ参照）。 <u>なお、申請書類に記載する内容は、全て事業共同組合自体のものとしてください。</u> |
|--|---|--|

3. 事業協同組合の特例扱いを希望する場合

事業協同組合の特例扱いを希望できる事業協同組合は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合で建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

また、特例扱いは、事業協同組合の希望工事種別のうち、官公需適格組合証明を受けた建設工事に対応する希望工事種別（37 ページ参照）で、かつ、特例扱いを希望する旨を申し出た希望工事種別についてのみ行います。

(1) 審査対象者

事業協同組合の特例扱いを希望する場合には、事業協同組合自体の経営の内容に加えて、組合員である建設業者のうちから最大 10 社の審査対象者のものも考慮されて審査が行われます。

審査対象者は次の要件を満たしていることが必要です。この場合、審査対象者の数は 10 を超えることはできません。

《審査対象者の要件》

当該組合の組合員であること。

当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。

当該希望工事種別に属する工事を施工することについて建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けている者であること。

欠格要件（4 ページ参照）に該当しない者であること。

(2) 申請書類

申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

競争参加資格審査申請書（建設工事）	…… 様式 1	
工事分割内訳表	…… 様式 2	
営業所一覧表	…… 様式 3	
共同企業体調書	…… 様式 4	
総合評定値通知書の写し（事業協同組合及び全ての審査対象者分）		
納税証明書の写し（事業協同組合及び全ての審査対象者分）		
官公需適格組合証明書の写し		
審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名 を記載した書面	}	任意の様式で差し 支えありません。
役員名簿		
組合員名簿		
委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）		
～ の書類をその順序でクリップにまとめて提出してください。		

(3) 提出部数

} 「第 4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。

(4) 申請書類の作成方法

} (10 ページ参照)

(5) 申請書類の記載要領

10 ページの「第 4 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記載要領のほか、次の点に留意してください。

「競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式 1]

特例扱いを希望する場合は、「競争参加資格審査申請書（建設工事）」（様式 1）の本文中「…事実と相違しないことを誓約します。」の後の余白に特例扱いを希望する旨（例えば、「特例扱いを希望します。」等）及びその希望工事種別を朱書きで記載してください。

06 適格組合証明 欄には、中小企業庁の官公需適格組合の証明年月日・番号を記載してください。

18 事業年数 欄には、事業協同組合及び各審査対象者の平均年数を記載してください。

19 総職員数 欄には、事業協同組合及び各審査対象者の総職員数の合計職員数を記載してください。

20 完成工事高 の各欄には、事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高を合計した金額をそれぞれ記載してください。

「工事分割内訳表」[様式 2]

事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高を合計した金額をそれぞれ記載してください。

「営業所一覧表」[様式 3]

事業協同組合自体の本店又は支店・営業所等を記載してください。

「共同企業体等調書」[様式 4]

官公需適格組合のほか審査対象者が 4 事業者までの場合（以下「A 者の場合」という。）には、共同企業体等調書を 2 枚（様式 4 - 1（技術職員数）その 1 及び様式 4 - 3（元請完工高））作成し、これを超える事業者からなる場合（以下「B 者の場合」という。）には、共同企業体等調書を 3 枚（様式 4

- 1 (技術職員数) その 1、様式 4 - 2 (技術職員数) その 2 及び様式 4 - 3 (元請完工高)) 作成して提出してください。

各欄については、次により記載してください。

○【様式 4 - 1 及び様式 4 - 2】(技術職員数)

「技術職員数」欄には、総合評定値通知書等の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、事業協同組合及び審査対象者ごとに、1 級、講習受講、基幹、2 級及びその他のから の各欄にそれぞれ転記してください。また、A 者の場合には、 から までの各欄の合計数値を「 or 計」欄に記載し、B 者の場合には、 から までの各欄の合計数値を「計」欄に記載してください。

「年間平均完成工事高」欄には、「競争参加資格申請書(建設工事)」(様式 1) の「21 完成工事高 年間平均完成工事高」欄において記載した合計金額を転記してください。

「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書等の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段に、「利益額」欄に記載されている金額を下段にそれぞれ転記してください。また、「 or 計」欄及び「計」欄についても上記 の方法により記載してください。

「経営状況」欄には、総合評定値通知書等の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を転記してください。また、「 or 計」欄及び「計」欄についても上記 の方法により記載してください。

「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書等の「その他の評価項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を転記してください。また、「 or 計」欄及び「計」欄についても上記 の方法により記載してください。

○【様式 4 - 3】(元請完工高)

「元請完工高」欄に、総合評定値通知書等の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を、事業協同組合及び審査対象者ごとに、 から の各欄にそれぞれ転記してください。

「 総合評定値通知書の写し」

事業協同組合及び全ての審査対象者の総合評定値通知書の写し(「第 4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様のもの。)をそれぞれ提出してください。

4 . 申請にあたっての注意事項

- (1) 特例扱いを希望する場合は、インターネット方式を利用することはできません。
- (2) 事業協同組合の特例扱いは、前述のとおり、事業協同組合自体の経営内容等に加え、最大 10 社の審査対象者のものも考慮して審査が行われますので、審査対象者の指定にあたっては、特例扱いを希望する工事種別ごとに十分検討のうえ、審査対象者の要件を満たす構成員の中から、適切な者を指定してください。
- (3) 当社が発注する工事では、事業協同組合が特定建設共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員となることはできませんので、予めご注意ください。
- (4) 構成員が「欠格要件(4 ページ参照)」に該当した場合については、再申請が必要となります。

第7 協業組合・企業組合の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方

欠格要件（4 ページ参照）に該当しない方は申請できます。

2. 申請書類

3. 提出部数

4. 申請書類の作成方法

「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。（10 ページ参照）
ただし、参考として組合員名簿を申請書類に添付してください。

5. 申請書類の記載要領

10 ページの「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記載要領のほか、次の点に留意してください。

また、申請書類に記載する内容は、全て協業組合又は企業組合自体のものとしてください。

「競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式 1]

20 完成工事高 の欄には、協業組合又は企業組合自体の年間平均完成工事高を記載してください。

第8 合併等により設立された会社の申請方法

競争参加資格審査申請書を申請した日以降に合併、事業譲渡及び会社分割（以下「合併等」といいます。）を行った場合は、合併等に伴う競争参加資格の承継手続きが必要です。また、一部の事業譲渡または会社分割を行った譲渡人についても、併せて手続きが必要です。

合併等により新たに設立された会社については、「第4 会社・個人事業者の申請方法」のほか、以下の方法で申請してください。

1. 資格審査の申請ができる方

欠格要件（4 ページ参照）に該当しない方は申請できます。

(1) 合併等により新たに設立された会社の種類

「合併等により新たに設立された会社」とは、次の から までに掲げる会社をいう。

合併

合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）

事業譲渡

イ．親会社が、その事業（建設業）の全部又は一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該事業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

ロ．新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の事業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という。）の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）

ハ．既存の会社が他の会社から事業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社（以下「譲渡会社」という。）の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における当該事業を譲り受けた会社（以下「譲受会社」という。）

会社分割

事業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社（以下「分割会社」という。）の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における当該事業を承継した会社（以下「分割承継会社」という。）

(2) 技術評価点数における特例

合併新設会社又は合併存続会社にあつては、それぞれの合併前の合併当事会社を一つの会社とみなして算定します。

事業譲渡又は分割の場合にあつては、事業（建設業）の全部を譲り受けた場合等、合併と同等とみなし得る場合のみ、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡会社と譲受会社、又は分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなして算定します。

(3) 指名停止に伴う減点における特例

合併等の当事会社において、指名停止に伴う減点がある場合は、当社の「資格審査要領」で定める基準により、算定します。

(4) 施工実績の取扱い

合併の場合にあっては、それぞれの合併前の合併当事会社を一つの会社とみなした施工実績を合併新設会社又は合併存続会社の施工実績とみなします。

事業譲渡又は分割の場合にあっては、事業（建設業）の全部を譲り受けた場合等、合併と同等とみなし得る場合のみ、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡会社と譲受会社、又は分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなした施工実績を、子会社、承継譲受会社、譲受会社、又は分割承継会社の施工実績とみなします。

(5) その他

既に合併等を行っていたが、平成 23・24 年度以前の当社の資格審査において合併等の事実について申請していなかった場合でも、過去 5 年間に以内に合併等された会社にあつては、希望すれば上記の適用を受けることができます。

合併等の後 1 年未満であり、合併等会社として決算を済まされていない合併等会社にあつては、合併日、事業譲渡日又は会社分割日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければなりません。

当社では合併等による加算措置は行っていません。

2. 申請書類

申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

競争参加資格承継申請書 …… 様式 5
競争参加資格審査申請書（建設工事） …… 様式 1
工事分割内訳表 …… 様式 2
営業所一覧表 …… 様式 3
総合評定値通知書の写し（合併等後を審査基準日とするもの）
納税証明書の写し
委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）

【合併の場合】

合併契約書の写し
合併後の登記事項証明書の写し
消滅会社の閉鎖登記簿（写し）または建設業廃業届の写し

【事業譲渡の場合】

事業譲渡契約書の写し
譲渡会社及び譲受会社の株主総会議事録の写し（会社法により株主総会の承認が必要な場合に限る。）
事業譲渡後の譲渡会社及び譲受会社の登記事項証明書の写し
譲渡会社の建設業廃業届の写し（廃業する場合に限る。）

【会社分割の場合】

会社分割契約書の写し
会社分割後の分割会社及び分割承継会社の登記事項証明書の写し
分割会社の建設業廃業届の写し（廃業する場合に限る。）

合併の場合は ～ 、事業譲渡の場合は ～ 及び ～ 、会社分割の場合は ～ 及び ～ の書類をその順序でクリップにまとめて提出してください。

3. 提出部数 } 「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。
4. 申請書類の作成方法 } (10 ページ参照)

5. 申請書類の記載要領

10 ページの「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記載要領のほか、次の点に留意してください。

なお、記載する内容は、合併、事業譲渡又は会社分割の後のものとしてください。

「 合併等に伴う競争参加資格承継申請書 」 [様式 5]

- (1) 合併等後の会社の欄に押印してください。
- (2) 事業譲渡、会社分割の場合は、譲渡・分割によって承継会社が承継する当社の希望工事種別について、漏れなく記入してください。
- (3) 合併理由は簡潔明瞭に記入してください。

「 競争参加資格審査申請書（建設工事）」 [様式 1]

- (1) 19 総職員数 の欄には、合併等後の総職員数を記載してください。
- (2) 20 完成工事高 の欄には、合併等後の年間平均完成工事高を記載してください。

「 工事分割内訳表 」 [様式 2]

- (1) 「年間平均完成工事高」 の欄には、合併等後の年間平均完成工事高を記載してください。

6. 合併等後の再審査

申請書類の提出後又は有資格者として認定された後に、合併、事業譲渡又は会社分割を行った場合には、速やかにその旨を受付場所（7 ページ参照）に届け出るとともに、競争参加資格の再申請を行ってください。

また、当社と現に契約中である工事等の手続きの方法も含め、合併等に関する手続きについて不明な点等ありましたら、受付場所（7 ページ参照）にお問い合わせください。

会社分割を行った場合の記載例

様式5(平成23・24年度 NEXCO西日本申請用)

会社分割に伴う競争参加資格承継申請書【工事】

平成23年 4月 1日

西日本高速道路(株) 殿

分割後会社 (所在地) 大阪府大阪市北区堂島1-6-20
(商号) (株)堂島建設
(代表者) 堂島 太郎 印

分割前会社
分割渡会社 (商号) (株)堂島建設
分割受会社 (商号) 大阪建設(株)

平成23年3月1日付けをもって、大阪建設株式会社は、株式会社堂島建設に下記により会社分割し、権利義務の一切を承継しましたので、競争参加資格の承継について申請します。

なお、会社分割後の会社は株式会社堂島建設とします。

1. 分割する希望工事種別

土木工事、舗装工事、のり面処理工事、遮音壁工事

記

当社の工事種別のうち、分割する工事種別を全て記載してください

2. 会社分割理由

会社分割を行った理由を簡潔明瞭に記載してください

2. 申請に伴う提出書類

競争参加資格審査申請書(建設工事)	……様式1
工事分割内訳表	……様式2
営業所一覧表	……様式3
総合評定値通知書の写し(会社分割後を審査基準日とするもの)	
納税証明書の写し	
会社分割契約書の写し	
会社分割後の譲渡人及び譲受人の登記事項証明書の写し	
建設業廃業届の写し	

以 上

第9 変更事項の届出方法等

1. 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後又は有資格者として認定された後に次に掲げる(1)～(5)の場合に該当するときは、速やかに、「競争参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)」(別記様式)及び添付書類を提出してください。

(1) 申請者又は有資格者として認定された方が次に該当した場合

死亡したとき
 法人が合併等により消滅したとき
 法人が破産により解散したとき
 法人が合併等又は破産以外の事由により解散したとき
 廃業したとき(一部廃業を含む)
 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者になったとき
 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者となったとき
 経常JVを解散した場合

(2) 申請者又は有資格者として認定された方が次の事項を変更した場合

区分	変 更 事 項	添 付 書 類
法人	本社(店)住所	登記事項証明書(又は抄本)の写し
	商号又は名称	登記事項証明書(又は抄本)の写し
	本社(店)代表者の氏名	登記事項証明書(又は抄本)の写し
	本社(店)の電話番号、FAX番号	—
	許可・登録の状況	許可・登録等の証明書の写し (建設業許可書の写し等)
	営業所の名称、住所、電話番号及びFAX番号、許可工事種別	建設業許可の変更届出書の写し等
	営業所の新設	営業所の建設業許可業種を証明するもの (建設業許可の変更届出書の写し等) 新設した営業所に係る営業所一覧表
	営業所の閉鎖	—
個人	住 所	住民票の写し
	氏 名	戸籍謄本(又は抄本)の写し
	電話番号、FAX番号	—
	許可・登録の状況	許可・登録等の証明書の写し (建設業許可書の写し等)
経常JV	代表会社の代表者名、住所、商号又は名称	登記事項証明書(又は抄本)の写し
	電話番号、FAX番号	—

商号又は名称、代表者氏名及び住所については、カタカナでフリガナを付してください。

許可・登録の状況については、単に建設業許可の更新を行った場合(一切変更がない場合)は必要ありません。

市町村合併及び政令指定都市等区画整理に伴う住所の変更届は不要です。

支店長、営業所長の氏名の変更については、変更届は不要です。

(3) 合併、事業譲渡又は会社分割を行った場合

合併、事業譲渡又は会社分割を行った場合は、速やかにその旨を届け出るとともに、競争参加資格の再申請を行っていただきます。

なお、再申請の方法は、「第8 合併等により設立した会社の申請方法」(27 ページ)を参照してください。

(4) 認定を受けた工事種別の全部又は一部を取り下げる場合

資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です(事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。)。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。

また、申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、認定後と同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください。(ただし、インターネット方式における一定期間内での申請データの削除は除きます。)

(5) 事業協同組合が、上記(1),(2),(4)の他、次に該当した場合

審査対象者が審査対象者の要件(23 ページ参照)に該当しなくなったとき。

審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名に変更があったとき。

官公需適格組合証明が取り消されたとき。

官公需適格組合証明の更新を受けたとき。(官公需適格組合証明書を添付してください。)

(6) 官公需適格組合証明の内容が変更された場合等の取り扱い

事業協同組合の特例扱いは、官公需適格組合証明を受けた建設工事の種類に対応する希望工事種別のうち、特例扱いを希望する希望工事種別について行うこととしています。

なお、次の場合には資格の認定を更新しないことがあります。

- 審査対象者がその要件に該当しなくなったとき。
- 官公需適格組合証明が取り消されたとき。
- 官公需適格組合証明は更新されたが、証明された建設工事の種類が少なくなったとき。
- 官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に更新を受けた旨の届出がないとき。

官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に官公需適格組合証明の更新を受けた旨の届出がない場合には、官公需適格組合証明を受けていないものとして取り扱いますので、届出を忘れないように注意してください。

2. 変更届の提出先及び提出方法

(1) 提出先及び提出方法

受付場所(7 ページ参照)へ郵送により提出してください。

(2) 提出部数

工事、調査等の登録ごとに、上記(1)の提出先に1部提出してください。

3. 契約案件に係る変更事項の届出について

契約案件に係る変更事項が発生した場合については、契約案件ごとに契約担当者へ連絡し、競争参加資格審査の変更届けとは別に所要の手続きを行う必要があります。

記載例

(届出様式(統一様式))

競争参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)

平成 23 年 4 月 1 日

西日本高速道路株式会社 殿

登録部局名 西日本高速道路(株)
業者コード(10桁) 第 1000123456 号

業者コードはNEXCO
西日本のコードを記入
すること

郵便番号 〒530-0003
住所 大阪府北区堂島1-6-20
商号又は名称 (株)堂島建設
代表者氏名 代表取締役 堂島 太郎

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者氏名の変更	堂島 次郎	どうじま たろう 堂島 太郎 住所・商号・代表者の 変更の場合は、必ずふ りがなを振ること	平成21年3月1日

実際に変更のあった年
月日を記載すること

2 変更事項に係る添付書類名

商業登記簿謄本の写し

添付書類名を記入

記載要領

- 認定されている資格の種類を、表題の(建設工事、測量等)に○印を付すこと。
- 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 当社と契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。
- 行政書士が、本書類を作成した場合は、欄外に記名押印等をしてください。
- 住所・商号・代表者の変更の場合は「ふりがな」を振ること

平成 21 年度から競争参加資格認定通知書は発行しておりませんので、「業者コード」は当社のホームページに掲載している「有資格者名簿」でご確認ください。

第 10 資格認定後の工事種別追加の申請

1. 資格認定後の工事種別追加の申請

平成23・24年度の競争参加資格について当社から認定を受けた後、新たに登録工事種別の追加（以下「追加申請」という。）を希望する方は、次の事項に留意のうえ申請書類を作成してください。なお、登録工事種別の追加を希望する場合は、建設業法の建設工事の許可の種類が当社の工事種別に対応していることに加えて、対応する建設業法の建設工事の許可の種類に係る経営事項審査を受けていることが要件となりますので注意してください。

2. 申請方法・受付場所

受付場所（7ページ参照）へ郵送により提出してください。

ただし、追加申請の場合は、インターネット方式を利用することはできません。

3. 申請書類

4. 提出部数

5. 申請書類の作成方法

「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。（10ページ参照）
ただし、申請書類のうち「営業所一覧表」、「総合評定値通知書の写し」、「納税証明書の写し」については、当初の申請と同一のものであれば添付する必要はありません。

6. 申請書類の記載要領

10ページの記載要領のほか、次の点に留意してください。

「競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式1]

追加申請する場合は、様式1の余白に「工種の追加を申請します。」と朱書きで記載してください。

01 1 新規 / 2 更新 欄については、「2 更新」に○印を付してください。

20 完成工事高 の欄の「競争参加資格希望工事種別」について、既に資格を有している工事種別の番号を○印で囲み、今回追加を希望する工事種別の番号を 印で囲んでください。

20 完成工事高 の欄の「年間平均完成工事高」については、工種追加の場合は、平成23・24年度の資格審査において提出した総合評定値通知書をもとに完成工事高を記載してください。その際、今回追加を希望する工事種別の完成工事高については、当初申請時に「27 その他」に金額を計上していた場合のみ、その金額の範囲内で計上することができます。ただし、既に資格を有している工事種別の完成工事高及び合計額を変更することはできません。

なお、「当初申請日において経営事項審査を受けていなかったために希望できなかった工事種別について、当初申請日以降に当該建設業の経営事項審査を受けたことにより工種追加申請する場合」の完成工事高は「0」とし、申請日以降に受けた総合評定値通知書を添付してください。

20 完成工事高 の「申請希望」欄は、既に資格を有している工事種別については○印を付し、今回追加を希望する工事種別については 印を付してください。

記載例

様式1(平成23・24年度 NEXCO西日本申請用)

受付番号

業者コード 1 0 0 0 1 2 3 4 5 6

競争参加資格 希望工事種別	年間平均完成工事高 (千円)	申請 希望
01 土木工事	427,163	○
02 土木補修工事	0	
03 舗装工事	151,381	○
04 PC橋上部工工事	28,563	○
05 鋼橋上部工工事	125,737	○
06 建築工事	323,985	○
07 電気工事		
08 通信工事	0	
09 管工事	10,179	
10 塗装工事		
11 造園工事		
12 区画線工事		
13 のり面処理工事	65,425	○
14 防護さく工事		
15 遮音壁工事		
16 標識工事		
17 トンネル非常用設備工事		
18 受配電設備工事	0	
19 遠方監視制御設備工事		
20 伝送交換設備工事		
21 交通情報設備工事		
22 無線設備工事	0	
23 トンネル換気設備工事		
24 機械設備工事		
25 道路保全土木工事		
26 道路保全施設工事		
27 その他	12,638	
合 計	1,145,071	11

【注意事項】

総合評定値通知書の「完成工事高」の欄の数字を使用すること。
希望する工事種別の「申請希望」欄には、必ず「○」印を付すこと。
(工種を追加申請する場合は、「」印を付すこと。)
完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。
実績がない工事種別を希望する場合は、完成工事高に「0」と記載すること。
「25道路保全土木工事」を申請する場合は、「総合評定値通知書」で「土木一式工事」「舗装工事」「造園工事」の全ての工種の総合評定値(P)を受けていることが必要。
「26道路保全施設工事」を申請する場合は、「総合評定値通知書」で「電気工事」「通信工事」の両方の工種の総合評定値(P)を受けていることが必要。
様式2「工事分割内訳表」を作成している場合は、希望工事種別ごとの年間平均完成工事高の数値と、様式2の希望工事種別ごとの合計値(縦列ごとの合計値)を一致させてください。

既に認定済みの工事種別については、当初申請時の金額を記入し、「○」を記入すること

追加申請する工事種別に「」を記入すること

合計欄は当初申請時の経審の合計値を記入すること

《平成 23・24 年度当社の工事種別及び主な工事内容》

コード	希望工事種別	主な工事内容
01	土木工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る、土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
02	土木補修工事	道路の維持修繕に係る、土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
03	舗装工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧、維持修繕に係る舗装工事
04	P C 橋上部工工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧、維持修繕に係る、P C 橋上部工工事及び P C 緊張に関わる工事
05	鋼橋上部工工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧、維持修繕に係る、鋼橋上部工工事及び鋼構造に関わる工事
06	建築工事	事務所の社屋、料金所、公衆便所、車庫、社員宿舎、汚水処理施設等の新築、改築、大規模な修繕・模様替えに係る建築工事
07	電気工事	道路照明施設、電力ケーブル施設（管路含む。）及び屋内電気施設の新設、改良、維持修繕に係る電気工事
08	通信工事	有線電気通信線路（管路を含む。）の新設、改良、維持修繕に係る通信工事
09	管工事	給排水施設、衛生施設、ガス施設、空調和施設、散水・融雪施設、汚水処理施設等の新設、改良、維持修繕に係る管工事もしくは機械工事
10	塗装工事	鋼橋等の塗装工事（維持修繕に係る塗替塗装工事を含む。）
11	造園工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る造園工事、緑化資材のリサイクルに係る業務
12	区画線工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る区画線工事
13	のり面処理工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係るのり面保護工事（植生又は構造物によるのり面保護工事）
14	防護さく工事	交通安全施設（防護さく、立入防止さく、げん光防止施設、落下物防止さく等）、落石等の防護のためのネット等の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
15	遮音壁工事	遮音壁の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
16	標識工事	道路標識（照明設備を有するものを含む。）の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
17	トンネル非常用設備工事	道路トンネル用の火災報知設備、水噴霧設備、消火設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
18	受配電設備工事	受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る電気工事
19	遠方監視制御設備工事	遠方監視制御設備、情報交換設備、情報ターミナル設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
20	伝送交換設備工事	伝送交換設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る工事
21	交通情報設備工事	可変式道路情報板設備、可変式速度規制標識設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、トンネル内拡声放送設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
22	無線設備工事	無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報設備、自動料金収受設備、衛星通信設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
23	トンネル換気設備工事	トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
24	機械設備工事	車重計設備、軸重計設備、汚水処理設備、ゴミ処理設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備、清掃点検等自動化設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
25	道路保全土木工事	道路の土木構造物に係る維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、災害応急復旧及び交通事故復旧等の作業）及び維持修繕作業に付帯、又は緊急を要する（土木構造物に係る）補修及び取替
26	道路保全施設工事	道路の電気・通信施設に係る維持修繕作業（清掃及び交通事故復旧等の作業）及び維持修繕作業に付帯、又は緊急を要する（電気・通信施設に係る）補修及び取替

《当社の工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表》

下表の右欄の建設工事（許可）の種類のうち1種類以上の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ、それに対応する左欄の当社の工事種別は申請できません。

ただし、「道路保全土木工事」、「道路保全施設工事」、は、それぞれに対応する（下表右欄）全ての建設工事の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ申請できません。

NEXCO西日本の 工事種別	建設工事（許可）の種類	NEXCO西日本の 工事種別	建設工事（許可）の種類
1 土木工事	土木一式工事 (土) ○とび土工・コンクリート工事 (と) ○石工事 (石) ○タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	12 区画線工事	塗装工事 (塗)
		13 のり面処理工事	土木一式工事 (土) ○とび土工・コンクリート工事 (と) ○防水工事 (防)
2 土木補修工事	土木一式工事 (土) ○とび土工・コンクリート工事 (と) ○石工事 (石) ○タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	14 防護さく工事	土木一式工事 (土) とび土工・コンクリート工事 (と) 鋼構造物工事 (鋼)
3 舗装工事	舗装工事 (舗)	15 遮音壁工事	土木一式工事 (土) ○とび土工・コンクリート工事 (と) ○石工事 (石) ○タイル・れんが・ブロック工事 (タ) ○鋼構造物工事 (鋼)
4 PC橋上部工工事	土木一式工事 (土) ○とび土工・コンクリート工事 (と)	16 標識工事	土木一式工事 (土) とび土工・コンクリート工事 (と) 鋼構造物工事 (鋼) ○機械器具設置工事 (機)
5 鋼橋上部工工事	鋼構造物工事 (鋼) ○とび土工・コンクリート工事 (と)	17 トンネル非常用設備工事	消防施設工事 (消) 電気通信工事 (通)
6 建築工事	建築一式工事 (建) ○大工工事 (大) ○左官工事 (左) ○とび土工・コンクリート工事 (と) ○石工事 (石) ○屋根工事 (屋) ○タイル・れんが・ブロック工事 (タ) ○鋼構造物工事 (鋼) ○防水工事 (防) ○内装仕上工事 (内) ○建具工事 (具) ○清掃施設工事 (清)	18 受配電設備工事	電気工事 (電)
		19 遠方監視施設設備工事	電気通信工事 (通)
		20 伝送交差設備工事	電気通信工事 (通)
		21 交通静穏設備工事	電気通信工事 (通)
		22 無線設備工事	電気通信工事 (通)
		23 トンネル換気設備工事	機械器具設置工事 (機) ○鋼構造物工事 (鋼)
7 電気工事	電気工事 (電)	24 機械設備工事	機械器具設置工事 (機) ○鋼構造物工事 (鋼) ○清掃施設工事 (消)
8 通信工事	電気通信工事 (通)		
9 管工事	管工事 (管) 機械器具設置工事 (機) ○熱絶縁工事 (絶) ○水道施設工事 (水)	25 道路保全土木工事	土木一式工事 (土) 舗装工事 (舗) 造園工事 (園) } 全て
10 塗装工事	塗装工事 (塗)	26 道路保全施設工事	電気工事 (電) 電気通信工事 (通) } 全て
11 造園工事	造園工事 (園)		

「建設工事（許可）の種類」欄の○印の意味は、例えば、「土木工事」を希望する方が、建設工事（許可）の種類のうち「石工事」の許可をとって申請した場合、「土木工事」の資格の認定を受けることができますが、実際の受注の対象となるのは、土木工事のうち石工事のみを単体で発注する場合のみです。

《支社等別業務内容（平成２３年４月１日現在）》

支社等名	主 な 業 務 内 容
西日本高速道路(株) 本 社	道路の建設又は管理に係わる基本的な調査及び当社各機関に共通する試験、研究技術の開発又は改善等の業務
関 西 支 社	滋賀県（名神高速道路：八日市ＩＣ以西（八日市ＩＣ含まず。））、新名神高速道路：甲賀土山ＩＣ以西（甲賀土山ＩＣ含む。））、京都府、大阪府、兵庫県（ただし、中国自動車道については、佐用ＩＣ以西の兵庫県域は含まず（佐用ＩＣ含む。））、奈良県、和歌山県、福井県（舞鶴若狭自動車道：小浜ＩＣ（仮称）以西（小浜ＩＣ（仮称）含む。））、岡山県（山陽自動車道：備前ＩＣ以東の岡山県域（備前ＩＣ含まず。））での建設と管理
中 国 支 社	兵庫県（中国自動車道：佐用ＩＣ以西の兵庫県域（佐用ＩＣ含まず。））、鳥取県、島根県、岡山県（ただし、山陽自動車道については、備前ＩＣ以東の岡山県域は含まず（備前ＩＣ含む。））、広島県、山口県（ただし、中国自動車道については小月ＩＣ以西の山口県域は含まず（小月ＩＣ含まず。））での建設と管理
四 国 支 社	徳島県、香川県、愛媛県、高知県内での建設と管理
九 州 支 社	山口県（中国自動車道：小月ＩＣ以西の山口県域（小月ＩＣ含む。））、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県での建設と管理
東 京 支 社	首都圏における関係機関等との連絡、調整及び折衝等の業務

競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款

(総則)

第1条 西日本高速道路株式会社(以下「甲」という。)及び競争参加資格申請書の提出者(以下「乙」という。)は、日本国の法令を遵守し、入札・契約手続に係る不正行為等を防止するため、この約款に定める事項について、誠実にこれを履行しなければならない。

2 乙は、この約款を遵守することを誓約したうえで、競争参加資格申請書を甲に提出しなければならない。
(不正行為の禁止)

第2条 乙(全ての役員、社員、支配人又は使用人)は、次の各号に掲げる行為を一切行わないものとする。

一 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する競売入札妨害若しくは同条第2項に規定する談合又は同法第198条に規定する贈賄

二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に規定する私的独占及び不当な取引制限

三 前二号に掲げる行為を行う目的で、甲の役員又は社員と接触すること

四 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をすること

五 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること

六 監督又は検査の実施に当たり甲の社員の職務の執行を妨げること

七 正当な理由がなくて契約を履行しないこと

八 甲に提出する書類に虚偽の記載をすること

九 その他甲に著しい損害を与えること

十 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用すること

十一 前各号に掲げる場合のほか、法令又は甲の諸規程等に違反するなど、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる行為

2 乙(全ての役員、社員、支配人又は使用人)は、第1項に規定する不正行為がある事実を知ったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

3 甲(全ての役員又は社員)は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。)第2条第5項に規定する入札談合等関与行為を一切行わないものとする。

(再就職規制)

第3条 乙は、甲の定める再就職に関する規制に反して、甲の役員又は社員であった者を受け入れてはならないものとする。

(不正行為に対する措置)

第4条 甲は、乙が第2条第1項若しくは第2項又は第3条に違反したと認める場合は、甲の内規に基づき指名停止又は競争参加資格認定取消の措置を行うものとする。

2 甲は、乙が第2条第1項第1号又は第2号に違反したと認める場合は、乙と締結する工事の請負契約書に基づき、違約金の請求を行うものとする。

3 甲は、第2条第3項に違反したものとして、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法第3条第1項又は第2項に基づく求めがあったときは、同法に基づき調査等必要な措置を行うものとする。

(情報の公表)

第5条 甲は、入札手続の透明性を確保するため、入札状況等必要な情報を適切な方法で公表するものとする。

(調査等への協力等)

第6条 乙は、第2条又は第3条に規定する不正行為等の疑いがあると甲が認めるときは、甲の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力するものとする。

(紛争の解決)

第7条 この約款に関し甲乙間に紛争が生じ、甲乙間の協議が整わなかったときは、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、調停又は訴訟により解決を図るものとする。

(有効期間)

第8条 この約款の有効期間は、競争参加資格申請書を提出した日から甲から認定されている競争参加資格の有効期限までとする。

再就職に関する規制の概要

役員(社外取締役及び社外監査役を除く)は退職後無期限に、次に掲げる企業(グループ会社を除く。以下「対象企業」という。)への再就職を自粛する。

- 1) 会社が競争入札により発注する業務を受注している企業
- 2) 1)の競争入札の参加企業
- 3) 競争参加資格を有する企業

執行役員及び社員(本社のサブリーダークラス、支社のリーダークラス、事務所の副所長クラス及び専門役以上の職にある社員。以下「対象社員」という。)は、退職後5年間、対象企業への再就職を自粛する。

にかかわらず、役員、執行役員又は対象社員(以下「対象社員等」という。)は、対象企業において研究・開発、設計、海外事業、工事監理その他の入札契約に携わらないことが明白な業務に従事し、引き続き入札契約に携わらないことが保証される場合は、会社の承認を経て、対象企業へ再就職することができる。

の承認を受けようとする対象社員等は、次の書類を添付した申請書を提出しなければならない。

- 1) 再就職しようとする対象企業において入札契約に携わらない旨を対象社員等が記した誓約書
- 2) 再就職しようとする対象企業における担当業務を対象社員等が記した書類
- 3) 対象社員等を入札契約に携わらせない旨及び本条の規定に反した場合に会社から制裁を課されても異議がない旨を再就職しようとする対象企業が記した誓約書

申請の事前チェック

以下の内容については、申請時に修正や差し替えが多い点です。申請書類提出前に事前チェックをお願いします。

- ☐ 新規・更新のいずれかに○印が付されていますか。
- ☐ 更新の方は業者コードの欄に平成21・22年度の資格認定のコード番号(10桁)が記載されていますか。(例: 1000012345)
- ☐ 年月日は申請書の提出日(発送日)が記載されていますか。
- ☐ 本社(店)住所のフリガナは、都道府県名を省略して記載されていますか。また、丁目・番地は、「- (ハイフン)」で省略して記載されていますか。
- ☐ 代表者氏名の右に「代表者印」が押されていますか。
- ☐ 「年間平均完成工事高」の欄については、「当社の工事種別と建設業法の建設工事(許可)の種類に対応表」(37ページ)に対応する金額を記載していますか。
- ☐ 申請希望欄には、希望する工事種別に対して○印が記載されていますか。また、○印の合計数は記載されていますか。
- ☐ 「道路保全土木工事」を申請される方は、「土木一式」「ほ装」「造園」の3つ全ての工事種別について、経営事項審査を受けていて、かつ、総合評定値(P)の通知を受けていますか。
- ☐ 「道路保全施設工事」を申請される方は、「電気」「電気通信」の両方について、経営事項審査を受けていて、かつ、総合評定値(P)の通知を受けていますか。
- ☐ 「道路保全土木工事」及び「道路保全施設工事」には、「総合評定値通知書」に記載されている完成工事高は使用できません。
- ☐ 「工事分割内訳表」を記載している場合、希望工事種別ごとの合計値が様式1の「年間平均完成工事高」の希望工事種別ごとの数値と合致していますか。
- ☐ 「営業所一覧表」の記載にあたっては、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する本社(店)及び支店等営業所であり、経営事項審査を受けた建設業許可業種は記載されていますか。
- ☐ 「総合評定値通知書」については、審査基準日が1年7ヶ月前までの最新のものになっていますか。
- ☐ 納税証明書その3、その3の2又はその3の3のいずれかの写しは添付されていますか。(法人税若しくは申告所得税、消費税及び地方消費税の分が必要となります。納税証明書その1では受付ができません。)
- ☐ 経常JVで申請している場合は、各構成員単体での申請はできません。また、希望工種については、土木工事のみとなります。